

秩父市農業委員会 令和2年 第6回 定例総会 議事録

1 会 期 令和2年6月22日(月) 午後2時00分から
同 日 午後3時20分まで

2 議 場 秩父市歴史文化伝承館 2階 ホール [秩父市熊木町]

3 出席した委員(13人)

| | | |
|---------|-----|---------|
| 会 長 | 12番 | 条 東 男 |
| 会長職務代理者 | 2番 | 横 田 友 |
| 会長職務代理者 | 3番 | 高 橋 信 之 |
| 委 員 | 1番 | 新 井 初 男 |
| 委 員 | 4番 | 高 野 忠 財 |
| 委 員 | 5番 | 富 田 和 雄 |
| 委 員 | 6番 | 石 橋 総一郎 |
| 委 員 | 7番 | 新 田 恭 一 |
| 委 員 | 8番 | 豊 田 恵 男 |
| 委 員 | 9番 | 加 藤 勝 市 |
| 委 員 | 10番 | 黒 澤 元 国 |
| 委 員 | 11番 | 豊 田 辰 夫 |
| 委 員 | 13番 | 彦久保 利 平 |

4 議事日程

| | |
|------|---------------------|
| 日程第1 | 開 会 ・ 開 議 |
| 日程第2 | 議 事 日 程 の 報 告 |
| 日程第3 | 総 会 成 立 の 報 告 |
| 日程第4 | 議 事 録 署 名 委 員 の 指 名 |
| 日程第5 | 諸 報 告 |
| 日程第6 | 審 議 議 案 の 報 告 |
| 日程第7 | 議 案 審 議 |

議案第30号 農地法第3条の規定による許可申請について (6件)

議案第31号 農地法第3条の規定による許可申請について (1件)

- 議案第32号 農地法第4条の規定による許可申請について (1件)
 議案第33号 農地法第5条の規定による許可申請について (13件)
 議案第34号 農用地利用集積計画の決定について (1件)

日程第8 閉 議 ・ 閉 会

5 出席した農地利用最適化推進委員 (14人)

| | | | | |
|------|----|----|-----|----|
| 第1区域 | 吉川 | 稔 | 浅見 | 健 |
| 第2区域 | 笠原 | 広久 | 小林 | 弘 |
| 第3区域 | 田口 | 俊夫 | 小久保 | 健司 |
| 第4区域 | 新井 | 一郎 | 大島 | 正一 |
| 第5区域 | 番場 | 誠二 | 齋藤 | 武志 |
| 第5区域 | 高岸 | 義雄 | 引間 | 勲 |
| 第6区域 | 千島 | 初夫 | 長谷川 | 満 |

6 農業委員会事務局職員

| | | | | | |
|------|----|----|------|----|----|
| 事務局長 | 上林 | 晃 | 主席主幹 | 小嶋 | 祥弘 |
| 参 与 | 高野 | 明生 | 主 事 | 岩田 | 直樹 |
| 主席主幹 | 新井 | 幸男 | 主 幹 | 新地 | 広幸 |
| 主 幹 | 加藤 | 和彦 | | | |

7 会議の概要

日程第1 開 会 ・ 開 議

議長(会長) ただいまから、秩父市農業委員会 令和2年 第6回定例総会を開会いたします。これより、本日の会議を開きます。

日程第2 議 事 日 程 の 報 告

議長(会長) まず、議事日程につきましては、印刷の上、お手許に配付いたしましたので、ご了承願います。

日程第3 総 会 成 立 の 報 告

議長(会長) 本日は、全員の委員が出席しておりますので、秩父市農業委員会 会議規則 第6条の規定により、総会は成立しております。

日程第4 議事録署名委員の指名

議長（会長） 次に、議事録署名委員の指名についてですが、議長において指名することに異議はありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（会長） 異議なしと認めます。よって、議長において指名いたします。

1番 新井初男委員 及び 13番 彦久保利平委員のお二人にお願いいたします。なお、本日の会議書記には、事務局職員の小嶋主席主幹及び岩田主事を指名いたします。

日程第5 諸 報 告

議長（会長） 次に、諸報告を行います。総会に報告すべき事項のうち、前回総会以降に処理した案件とその結果につきましては、お手許に配布いたしましたので、ご了承願います。事務局長に説明をいたさせます。

上林事務局長 諸報告について説明いたします。

本日付け、報告文書をご覧ください。

「相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて」でございますが、これは、上宮地町在住の相続人である、雨宮紀充さんから、令和2年6月2日付けで提出されたもので、相続税の納税猶予の特例制度を受けることができる農地に該当するものであるかどうか、また、今後、相続人が農業を継続できるかを証明するものでありまして、現地を調査した結果、適正であることを確認しましたので、令和2年6月9日付けで、会長専決し証明をいたしましたので、ご報告いたします。以上でございます。

日程第6 審 議 議 案 の 報 告

議長（会長） 次に、本日、審議していただく議案について、事務局長に報告をいたさせます。

上林事務局長 令和2年 第6回 定例総会において審議していただきます議案について申し上げます。

議案第30号 農地法第3条の規定による許可申請についてが6件、議案第31号 農地法第3条の規定による許可申請について が1件、議案第32号 農地法第4条の規定による許可申請について が1件、議案第33号 農地法第5条の規定による許可申請について が13件、議案第34号 農用地利用集積

計画の決定について が1件、以上でございます。 よろしくご審議の程お願い
します。

議長（衆会長） ただいま、報告をいたしました議案につきましては、お手許に
配付しておりますので、ご了承願います。

日程第7 議 案 審 議

議案第30号上程 農地法第3条の規定による許可申請について （6件）

議長（衆会長） これより議案の審議に入ります。議案第30号 農地法第3条
の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に議案の説明をい
たさせます。

岩田主事 私からは番号1について説明します。

本件は、令和2年第5回定例総会において審議いただいた「議案第25号 農
地法第3条第2項第5号の別段の面積の見直しについて」で決定いただき、農地
法施行規則第17号第2項規程に基づき決定された中宮地町 畑1筆 415㎡
について譲り受けた旨申し出があり、譲渡人との間に協議が成立したため、こ
のたび申請に至ったものです。

譲受人、譲渡人、土地の所在、契約内容等は、議案書記載のとおりで、申請地
は昭和53年に相続により取得した土地です。

案内図の 1ページをご覧ください。土地の所在につきましては、秩父第一中
学校から南に約400m離れた場所に位置しています。

譲受人は現在、農地を所有していない新規就農者です。現在も自宅の裏にある
当申請地を譲渡人の許可を得て管理しておりましたが、相手方との調整が整った
ため、この度の申請に至りました。

譲受人は現在、農業用の機械は有しておりませんが、引き続き父親と妻の三人
で耕作をおこないたいとのことです。

作付計画としては、申請地にジャガイモ、ダイコン等の野菜を栽培していきた
いとのことです。

また、申請地の一部に関し、現在、譲受人が自宅敷地として使用している部分
がありますが、ここにつきましては後日、農地転用の申請をする旨の誓約書が添
付されています。説明は以上です。

高野参与 番号2について説明いたします。

譲受人、譲渡人、申請地等は、議案書記載のとおりです。案内図の2ページを

ご覧ください。

申請地は、上影森 字 川尻 畑 2筆 3,731平方メートルで、影森中学校の北西50メートル付近に位置し、平成18年、相続により取得した土地です。

申請事由ですが、農業経営規模の拡大です。

譲受人は現在影森地内に居住し、専業農家として主に葡萄、苺の栽培を行っております。

現在の耕作面積は、合計10,414.3平方メートルと影森区域における別断面積10アールを上回っており、農作業歴も45年になるとのことです。

申請地につきましては、譲受人の父が40年ほど前に借り受け、葡萄を植栽し現在に至りますが、農地の所有者が高齢となり、また、後継者もないことから、譲受人が買い受け農業経営の安定を図りたいとして申請されたものです。

申請者と現地にて面談をしたところ、作付計画では、現在植栽されている葡萄の肥培管理を引き続き行うとのことでした。

現地を確認しましたところ、管理された葡萄畑でした。以上です。

新井主席主幹 番号3について説明します。

譲受人、譲渡人、申請地、権利の種類等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、下吉田 字 橋倉 (はしくら) 畑 1筆 532㎡ 平成14年に相続で所得した土地になります。

案内図の3ページをご覧ください。申請地は吉田総合支所から南西約1020mに位置しています。

譲受人は、申請地の隣で造園業を営んでいます。以前から申請地を借りて自家用の野菜を作ってきたのですが、この度、譲渡人から農地を譲ってもらえることになったため今回の申請となりました。

譲受人は現在、秩父市吉田地域に計934㎡、小鹿野町藤倉、日尾に20,960㎡、計21,894㎡の農地を所有しておりますが、そのうち19,832㎡は山林化しており、農地に戻すことが難しい状態です。よって耕作面積は、本申請地を含めて2594㎡になります。さらに横瀬町にも1673㎡の農地を借りて耕作をしています。そのため所有農地の合計は秩父市下吉田地内における下限面積要件20アールを上回ります。

農作業歴は約40年に及び、耕運機、草刈り機、チップパーを所有しており、現在はツバキや梅、モミジなどの花木を植栽し事業で使ったり出荷をしています。また、自家用で梅、柿、柚子、プラムなどの果樹を栽培しています。

譲受人の所有する市内の農地を確認したところ、申請通り梅や柿などが栽培さ

れていました。

申請地は譲受人の自宅の隣接地であり、今までも耕作をしてきたことから隣接する農地との間に特に問題はないと思われます。現地を確認したところよく耕作された農地でした。

続きまして、番号4について説明します。

譲受人、譲渡人、申請地、権利の種類等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、下吉田 字 和田（わだ） 畑 1筆 685㎡ 平成7年に相続で所得した土地になります。案内図の4ページをご覧ください。

申請地は吉田総合支所から東に約640mに位置しています。

譲受人は、譲渡し人の弟です。本申請地は譲受人の自宅に近く、譲受人が隣接の自己所有農地とともに耕作を行ってきました。この度、兄との話し合いの結果、本申請地の所有権を譲り受けることになり、今回の申請となりました。

譲受人は今回取得する農地を含め秩父市下吉田地内に計2697㎡の農地を所有しており、秩父市下吉田地内における下限面積要件20アールを上回ります。農作業歴は約10年に及び、トラクター、耕運機、1条刈バインダーを所有しています。

申請にあたり、譲受人の所有する農地を調査したところ、一部不耕作地はあるものの保全管理の農地を含め管理された農地となっていました。

申請地は譲受人の自宅から約300m離れた場所にあります。これまでも耕作をしてきたことから隣接する農地との間に特に問題はないと思われます。

現地を確認したところ、きれいに耕うんされた農地となっていました。許可後の作付計画では、引き続き自家用野菜の栽培を行う予定です。

加藤主幹 私からは、番号5、番号6について説明させていただきます。

番号5でございますが、譲受人、譲渡人、申請地等は、議案書記載のとおりです。案内図の5ページ、写真の左下をご覧ください。

申請地は、荒川上田野 字 越 畑1筆 541平方メートルで、秩父鉄道武州中川駅から南西600メートル付近に位置し、昭和44年に贈与で取得した土地です。申請事由ですが、この後の番号6の案件との農地交換にあたります。

譲受人は、荒川上田野の自宅周辺に畑を所有し、露地野菜の栽培を行っております。現在、全ての農地は耕作されていて管理されておりました。

農業機械の保有状況につきましてもトラクター1台、耕うん機2台等を所有しております。

耕作面積は、今回の農地を取得することにより、合計6,740平方メートル

となり荒川区域における別段面積10アールを上回っており、農作業歴は3年になります。作付け計画では、いもを栽培するとのことです。現況は、保全管理されておりました。

次に 番号6について説明させていただきます。譲受人、譲渡人、申請地等は、議案書記載のとおりです。案内図の5ページ、右上をご覧ください。

申請地は、荒川上田野 字 越 畑1筆 387平方メートルで、秩父鉄道武州中川駅から南西480メートル付近に位置し、平成27年に相続で取得した土地です。申請事由ですが、申請地は、譲受人が管理している農地と隣接しており、一体利用を図りたいとして農地交換の申請をされました。

譲受人は、荒川上田野周辺に畑を所有し、そばや露地野菜の栽培を行っております。現在、管理している農地を調べたところ一部、違反転用が見つかりましたので、誓約書が添付され、速やかに是正をはかるとのことです。

農業機械の保有状況につきましてもトラクター1台、耕うん機2台等を所有しております。耕作面積は、今回の農地を取得することにより、合計10,230.11平方メートルとなり荒川区域における別段面積10アールを上回っており、農作業歴は50年になります。作付け計画では、そばを栽培するとのことです。現況は、そばが作付されておりました。以上です。

議長（条会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員及び担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

9番（加藤委員） 議案第30号 番号1について意見を申し上げます。概要は事務局からの説明のとおりで、申し出のとおり承認することに特段異議はございません。なお、3条申請ですので、担当推進委員さんのご意見を尊重してご審議をお願いします。

1区（吉川推進委員） 番号1について意見を申し上げます。事務局の説明及び加藤委員の見解の通りでございます。前回と今回、2回ほど現地を確認してきましたが、別段問題はないと思います。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

2番（横田委員） 番号2について意見を申し上げます。事務局と推進委員さん同行で現地を確認いたしました。よく管理されたブドウ園になっており、特段問題はないとおもいます。3条申請が多いということで安堵しております。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

1区（浅見推進委員） 番号2についてでございますが、事務局の説明及び横田委員の見解の通り、よく管理されており特に問題はないと思われまます。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

13番（彦久保委員） 番号3について意見を申し上げます。概要は事務局からの説明のとおりです。譲受人も農業を一生懸命やっていることから適切であると判断をいたしました。担当推進委員さんのご意見を尊重してご審議をお願いします。続きまして、番号4についてですが、概要は事務局が説明したとおりで、譲渡人、譲受人は兄弟でして、現地を確認したところよく管理された耕作地でした。担当推進委員さんのご意見を尊重してご審議をお願いします。

5区（齋藤推進委員） 番号3と番号4について意見を申し上げます。事務局と現地を確認してきました。両農地ともよく管理をされた耕作地でした。別段問題はなと思います。皆さんのご審議をよろしくをお願いします。

2番（横田委員） 番号5と番号6は関連しておりますので一括で意見を申し上げます。事務局と推進委員さん同行で現地を確認いたしました。農地交換とのことですが、そばを栽培しており、89歳（高齢）で未だ現役で頑張っている、相手方も現役で農業を営んでいることで、何ら問題はなと思います。担当推進委員さんのご意見を尊重してご審議をお願いします。

6区（長谷川推進委員） 番号5と番号6について意見を申し上げます。事務局と横田委員とで現地を確認してきました。譲渡人・譲受人とも自宅も近所であり、面積的にも互いに違いますが、林化している部分については整備をして耕作地として利用するとのことですので問題はなと思います。皆さんのご審議をよろしくをお願いします。

議長（糸会長） ありがとうございます。以上が、担当委員及び推進委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

議長（糸会長） 質疑又は意見はありませんか。

（「質疑なし」と言う人あり）

～（休憩あり）～

議長（糸会長） 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより採決をいたします。議案第30号について、賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手をする人あり）

議長（糸会長） 全員が賛成であります。よって、本案は、申請のとおり、許可を相当とすることに決しました。

議案第31号上程 農地法第3条の規定による許可申請について （1件）

議長（条会長） 次に、議案第31号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

なお、この案件につきましては、秩父市農業委員会 会議規則第10条に規定する、議事参与の制限に該当いたしますので、11番 豊田辰夫委員におかれましては、議場から退出願います。

～（11番豊田辰夫委員が退場）～

事務局に説明をいたさせます。

上林事務局長 議案第31号「農地法第3条の規定による許可申請について」説明します。譲受人、譲渡人、申請地等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、田村 字 川原 畑 2筆 687㎡で、平成23年に相続により取得した土地です。案内図の6ページをご覧ください。

申請地は、田村圓福寺の南に約1500mの場所にあります。

申請の目的は農業経営規模の拡大です。申請地は譲受人の所有する農地と隣接しております。お互いの境界が不明確なことから、現在は譲受人が自己所有農地とともに申請地の2筆を併せて一体的に耕作地として管理をしている状況でございます。このたび、このような状況を鑑みた譲渡人が、申請地を隣接農地で就農している譲受人に売買したいと考え申請されました。

譲受人は現在、秩父市田村地内に8,307㎡程の農地を所有しており、これは秩父市尾田蒔地区内における下限面積要件20アールを上回っています。長年就農に勤しんでおり、農機具は、トラクター、耕運機、自走脱穀機、ユンボ、軽トラックを各1台所有しており、現在は妻と二人で米、野菜、梅の栽培をしております。申請にあたり、譲受人の所有する農地を調査したところ、よく管理された状態にありました。

申請地は譲受人の自宅から約20m離れた場所にあり、隣接農地は譲受人のみとなっております。また、許可後の作付計画ですが、現在、春・秋の年2回いんげんを栽培し、JAを通し東京方面に出荷することから、ここ10年余り計画的に栽培していますが、連作を好まないため、申請地に作付をする予定でございます。説明は以上です。

議長（条会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員及び担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

8番（豊田委員） 番号1について意見を申し上げます。先日、事務局長と推進委員と現地確認をいたしました。申請書の通り譲受人の隣接地ということで、一体的に管理をされておりました。よく管理された耕作地となっております、問題

はないと思います。よろしくご審議の程お願いします。

2区（小林推進委員） 番号1について意見を申し上げます。意見 先日、事務局長と委員さんと現地確認をいたしました。委員さん見解のとおりで、よく管理されており、問題はないと思います。よろしくご審議の程お願いします。

議長（糸会長） ありがとうございます。以上が、担当委員及び担当推進委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

議長（糸会長） 質疑又は意見はありませんか。

（「無し」という人あり）

議長（糸会長） 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより採決をいたします。議案第31号について、賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手をする人あり）

議長（糸会長） 全員賛成であります。よって、本案は、申請のとおり、許可を相当とすることに決しました。

それでは、11番 豊田辰夫委員は議場に入るようにしてください。

～（11番豊田辰夫委員が入場）～

議案第32号上程 農地法第4条の規定による許可申請について （1件）

議長（糸会長） 次に、議案第32号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に説明をいたさせます。

岩田主事 それでは番号1について説明します。

申請者、土地の所在等は、議案書記載のとおりです。

申請地は上町三丁目 畑 1筆 134㎡で、平成25年に相続により取得しています。案内図の7ページをご覧ください。申請地は秩父第二中学校の北に約150m離れた場所にあり、立地の基準につきましては市街化の著しい地域として第3種農地と判断しました。転用目的は進入路用地です。

申請事由ですが、申請地は昭和41年より、申請者の所有する貸宅地への進入路として使用されており、現在もその様になっております。宅地への進入路を当申請地以外に確保することは難しく、農地への復旧は難しいことから、引き続き現況のまま使用していきたいとして、始末書添付のうえ申請されました。

資金調達計画もありません。また、隣接に農地はなく、転用により周囲の営農状況に支障が生じることはないものと考えます。

現地を確認しましたところ、進入路になっておりました。説明は以上です。

議長（糸会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員の意見を伺います。

9番（加藤委員） 議案第32号 番号1について意見を申し上げます。概要は事務局が説明したとおりです。既に進入路として利用していること、これがないと6件の賃宅地が通行できないこと、また添付書類等が整っていることから止むを得ないと判断します。よろしくご審議のほどお願いします。

議長（糸会長） ありがとうございます。以上が、担当委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

議長（糸会長） 他に質疑又は意見はありませんか。

（「無し」という人あり）

議長（糸会長） 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第32号について賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手をする人あり）

議長（糸会長） 全員が賛成であります。よって、本案は、申請のとおり、許可を相当とすることに決しました。

議案第33号上程 農地法第5条の規定による許可申請について（13件）

議長（糸会長） 次に、議案第33号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に説明をいたさせます。

岩田主事 私からは番号1から4について説明します。

まず番号1についてですが、譲受人、譲渡人、土地の所在、契約内容等は、議案書記載のとおりです。申請地は 金室町 畑 1筆 159㎡で、平成18年に相続により取得しています。

案内図の 8ページをご覧ください。申請地は西小学校の北西に約200m離れた場所にあり、立地の基準につきましては市街化の著しい地域として第3種農地と判断しました。転用目的は自己用用地です。

申請事由ですが、譲受人は現在、市内で借家にて生活しておりますが、子供の成長に伴い何かと手狭になっており、住宅の建築を考えておりましたが、このたび譲渡人である父親より、父親の居住地や学校にも近い当申請地を住宅用地として使用することについて話がまとまったため、転用申請されました。

資金調達計画は整っています。また、隣接に譲渡人所有以外の農地はなく、転

用により周囲の営農状況に支障が生じることはないものと考えます。

現地を確認しましたところ、管理された畑になっておりました。

続きまして、番号2・3についてですが、関連がありますので一括して説明させていただきます。譲受人、譲渡人、土地の所在、契約内容等は、議案書記載のとおりです。申請地は、番号2は品沢 字 宮沢 畑 2筆 計 989㎡、番号3は品沢 字 宮沢 畑 1筆1834㎡で、平成21年に相続により取得しています。案内図の 9ページをご覧ください。

申請地は大田小学校の南南東約1200m付近にあり、立地の基準につきましては中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として第2種農地と判断しました。転用目的は、いずれも太陽光発電施設用地です。

申請事由ですが、申請地は現在、荒れ地となっており、地権者も耕作をすることが難しい状態になっていましたが、太陽光発電事業をおこなう譲受人がここを買い受け、ここに太陽光発電施設を設置したいとして申請されました。申請においては、番号2は隣接する雑種地1筆、番号3は宅地1筆、原野1筆と一体で利用する計画になっています。

また、番号3の1筆については秩父市の定める農業振興地域整備計画において農用地区域内とされた農地でしたが、令和元年7月31日付けで除外の決定を受けております。

番号2・番号3それぞれに資金調達計画も整っており、経済産業省からの発電設備の認定通知、東京電力株式会社からの電力需給契約の申込み通知が添付されています。隣接農地耕作者からの転用に差し支えない旨の同意書も添付されておりますので、周囲の営農状況に支障はありません。

なお、申請地の一部は平成12年に譲渡人の先代が競売で取得した際から宅地への進入路、住宅用地として使用されており、そのことにつきまして譲渡人より始末書が添付されています。申請地を確認しましたところ、不耕作地となっております。

続きまして、番号4について説明いたします。

譲受人、譲渡人、土地の所在、契約内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、小柱 字 上平（うえたいら） 畑 1筆 449㎡で、昭和63年に相続により取得した土地です。案内図の 10ページをご覧ください。

申請地は小柱農村集落センターから南東に約100m離れた場所にあり、立地の基準につきましては中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として第2種農地と判断しました。

転用目的は、建設工事用の現場事務所及び駐車場用地で、転用期間が令和2年8月1日から4か月間の一時転用です。

申請事由ですが、建設業を営んでいる譲受人は、申請地付近にある工場施設の建設工事をおこなうことになっておりますが、そのためには現場事務所及び従業員用の駐車場を設置する必要があります。利用できる土地を探していたところ、譲渡人との話がまとまったため、このたび、当申請地を工事期間中、現場事務所2棟、従業員用駐車場15台分として使用したいとして、転用の申請をされました。なお、一時転用後には農地に復旧する旨が申請書に記載されております。

現場事務所につきましてはコンテナを、駐車場については鉄板を譲受人所有の資材置場より搬入するため、資金はかかりません。また、隣接農地は譲渡人所有のもののみであるため、周囲の営農状況に支障が生じることはありません。

現地を確認しましたところ、保全管理状態で、一部栗が作付されておりました。

高野参与 私からは、番号5、番号6について説明いたします。

はじめに、番号5ですが、譲受人、譲渡人、施設の概要、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。案内図の11ページをご覧ください。

申請地は、下影森 字 甲勘定 畑 2筆 60平方メートルで、影森中学校の北東130メートル付近に位置し、立地の基準につきましては、市街化に介在する農地として第3種農地と判断いたしました。転用目的は、進入路用地です。

申請事由ですが、譲受人は申請地に隣接した農地を所有しておりますが、接する道路が狭小のため農機具等の通行に支障をきたしていることから、申請地を譲り受け、安全性、利便性の向上を図りたいとして申請されたものです。

資金計画等も整っており、計画上問題は無いと思われれます。また、隣接農地は譲渡人のみで、周辺への影響は無いと考えられます。現地を確認しましたところ、保全管理の農地でした。

次に、番号6について説明いたします。

譲受人、譲渡人、施設の概要、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

案内図の12ページをご覧ください。申請地は、下影森 字 押堀 畑 3筆 214平方メートルで、秩父二中の南西290メートル付近に位置し、立地の基準につきましては、市街化に介在する農地として第3種農地と判断いたしました。転用目的は、自己用住宅用地です。

申請事由ですが、譲受人は現在市内のアパートに居住しておりますが、子どもの成長に伴い何かと手狭になってきたことから、自己用住宅を新築したいとして申請されたものです。

設計図、資金計画等も整っており、計画上問題は無いと思われます。

また、隣接農地は譲渡人のみであることから周辺の営農についての問題は無いと考えられます。なお、平成 29 年頃に農地としての維持管理が難しくなったため、農地転用の許可を受けず、防草目的のシート及び敷砂利を施工したことから始末書が添付されております。現地を確認しましたところ、数本の果樹はありましたが、防草シートの上に砕石が敷かれた不耕作地でした。

小嶋主席主幹 私からは番号 7. 8. 9 について説明いたします。

番号 7 について説明いたします。譲受人、譲渡人、申請地、契約内容等については、議案書記載のとおりです。なお譲渡人については、所有者が死亡しており、遺言証書によって相続財産の管理その他の遺言の執行に必要な一切の行為をする義務を有する遺言執行者となっております。

申請地は、大野原字蓼沼（たでぬま）・畑・1 筆・78 平方メートルで、所有者は昭和 29 年に時効取得及び昭和 57 年に相続より取得した土地です。

案内図 13 ページをご覧ください。申請地は、秩父市立原谷小学校の北北東約 50 メートル付近にあり、立地の基準としましては、水管・下水道が埋設されている道路の沿道の区域であり、500m 以内に教育施設・公共施設が存在していることから、申請地は都市計画区域の用途区域内にある市街化の傾向が著しい中にある同程度の農地として、第 3 種農地と判断いたしました。

申請事由ですが、住宅拡張用地です。譲渡人が隣接する宅地に住宅を建築し、時期は不明ですが申請地を無断で駐車場及び進入路として一体使用していたものです。所有者の死亡に伴い、遺言執行内容によると所有する不動産を換価処分して換価代金を社会福祉団体に統括遺贈する内容であり、譲受人が隣接する宅地及び建物及び申請地を購入し住宅として利用したい申込があったため、遺言執行者において所有権移転の手続きを進めようとしたところ、申請地が農地法の許可を得ていないことが判明したため、申請に至ったものです。

申請地及び隣接土地・建物の購入の資金調達計画は整っております。申請地の隣接農地所有者からは、農地転用することの承諾がいただけなかった旨の理由書の添付がありました。現地調査したところ、隣接農地は畑として保全管理され、一部耕作されておりましたが、申請地とはブロック塀で仕切られ、現況として使用してからも年月が経過しており、承諾をいただけなかった農地についても、その営農に支障は無いと思われます。申請地は進入路及び駐車場として使用されておりました。

つづきまして、番号 8 について説明いたします。

譲受人、譲渡人、申請地、契約内容等については、議案書記載のとおりです。

申請地は、山田字木戸原（きどはら）・畑・1筆・62平方メートルで、平成30年に相続より取得した土地です。案内図14ページをご覧ください。

申請地は、高篠小学校北約100メートル付近にあり、立地の基準としましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

申請事由ですが、道路用地です。申請地は市道高篠67号線と隣接しており、平成28年頃より道路の一部として利用されてきましたが、農地転用の許可を受けていない農地であることが判明しました。県道からの出入りとしても狭隘（きょうあい）で危険であり、農地に戻すことは難しく、今後も道路として使用したいことから、始末書添付のうえ申請されたものです。

なお、申請地については、譲受人が所有する隣接宅地と交換となるとのことです。隣接農地は譲渡人の所有している畑のみとなりますが、農地転用の許可を取らずに建物用地及び駐車場として使用している状態にあり、今後、違反転用箇所については、速やかに是正するとのことで誓約書を提出する予定となっております。現地を確認しましたところ、申請地については舗装されており市道の一部として利用されていました。

つづきまして、番号9について説明いたします。

譲受人、譲渡人、申請地、契約内容等については、議案書記載のとおりです。

申請地は、黒谷字祝キ（のぞき）・田・1筆・20平方メートルで、昭和63年に相続により取得した土地です。案内図15ページをご覧ください。

申請地は、秩父鉄道と銅黒谷駅の南西約280メートル付近にあり、立地の基準としましては、申請地は都市計画区域の用途区域内にある市街化の傾向が著しい中にある同程度の農地として、第3種農地と判断いたしました。

申請事由ですが、進入路用地です。申請地は昭和58年頃より、市道幹線8号線と旅館への進入路の一部として使用されていましたが、令和元年6月に旅館を譲受人が購入し調査をしたところ農地であることが判明しました。市道からの進入路として、今後旅館として営業をしていくために、必要であり農地に復旧することも難しいため、今後も引き続き、現況の状態で使用していきたいとして譲受人及び譲渡人より始末書添付の上、申請されました。

旅館を購入した際に、申請地については農地であることが判明しましたが、農業振興地域となっているため、農業振興地域除外の申請を行い、令和2年2月20日に除外認定されたため、あらためて5条申請されたものです。

土地購入の資金調達計画は整っており、申請地の隣接農地は譲渡人のみで特に問題はないと思われます。現地を確認しましたところ、申請地は市道から旅館への進入路の一部として使用されておりました。私からは以上です。

新井主席主幹 番号10～11について説明をいたします。

借受人、貸渡人、土地の所在、権利の種類等は、議案書に記載のとおりです。

どちらの申請地も、立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

借受人は、平成7年に成立した法人で、太陽光等の自然エネルギーを利用した発電機器及びその部品の製造、開発等を行い、発電事業及びその管理運営に関する業務を目的の一つとしております。

申請事由ですが、いずれも申請地を借り受けて、太陽光発電施設用地として転用するものです。貸渡人については、高齢になり体調もすぐれないことから、将来的に耕作を行うことが困難であり、申請地を有効活用すべく検討した結果、太陽光発電施設用地として貸したいとして申請されました。

なお、いずれの申請地とも秩父市が定める農業振興地域整備計画において農用地区域とされた農用地でしたが、令和元年7月31日付けで、農用地から除外する旨の決定を受けております。案内図の16ページをご覧ください。

いずれも石間入口交差点から西に約160m周辺に位置しています。

番号10の申請地は、上吉田 字 石間戸 畑1筆 1121㎡。

番号11の申請地は、上吉田 字 石間戸 畑1筆 1585㎡。

いずれの申請地も、平成20年に相続で取得した土地で、事業計画では、それぞれ太陽光パネル288枚を設置し、その他の必要な機器等を設置することになっております。

資金調達計画も整っており、経済産業省から発電設備について認定を得ており、東京電力株式会社から電力需給契約申し込みについて承諾を得ております。

それぞれ申請地の隣接農地所有者の承諾書が添付されておりますが、一部承諾印がもらえていません。事業者によると承諾しない理由は太陽光発電に対して積極的に賛成できないからというものです。その方は、もともと申請地に隣接する住宅の人でしたが、現在は別に住んでいて、今はその家は空き家となっております。

申請地の現況を確認しましたところ、いずれも不耕作地となっております。

加藤主幹 番号12から番号13について一括して説明をいたします。

譲受人、譲渡人、土地の所在、権利の種類等は、議案書記載のとおりです。

立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となって

いない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

譲受人は、平成17年に設立した法人で、太陽光発電・風力発電等の再生エネルギーシステムの販売・施行・メンテナンス事業を業務の一つとしております。

転用目的は太陽光発電施設用地です。番号12については、荒川日野 字 皆谷原 畑4筆 1, 766平方メートルで、平成22年に相続で取得した土地です。位置は案内図17ページ、写真左側をご覧ください。

申請地は秩父鉄道武州日野駅から南南西320メートル付近にあります。

番号13については、荒川日野 字 田島 田2筆 647平方メートルで、平成22年に相続で取得した土地です。位置は案内図17ページ、写真右側のとおりです。申請地は秩父鉄道武州日野駅から南西310メートル付近にあります。

申請事由ですが、譲渡人については、後継者不足で管理していくことも困難であることから、借受人が土地を借り受け、太陽光発電施設を設置することで土地の有効利用を図りたいとして申請されました。

なお、申請地は、秩父市が定める農業振興地域整備計画において農用地区域とされた農用地でしたが、令和元年7月31日付けで農用地から除外する旨の決定を受けております。

事業計画では、番号12については太陽光パネル268枚、番号13については太陽光パネル230枚とその他の必要な機器等を設置することになっております。それぞれ、資金調達計画も整っており、経済産業省から発電設備について認定を得ております。東京電力株式会社から電力需給契約申し込みについても承諾を得ております。

それぞれ申請地の隣接農地の所有者の承諾書も添付されていますが、番号12については一部承諾印がもらえていません。

対象地は申請地から北西の位置にあたりますが理由書が添付されております。

内容は太陽光発電所計画の概要と一緒に事業計画書、隣接農地耕作者の承諾書についてご意見、ご質問等があるようなら連絡をいただきたいとの書き添えたうえで何度か郵送したようですが所有者からの連絡、返信がなかったようです。

このような状況ですが万一問題が発生した場合は、譲受人が責任を持って対処するとのことでした。現況については、不耕作地となっていました。

議長（糸会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員の意見を伺います。

9番（加藤委員） 番号1について意見を申し上げます。概要は事務局が説明したとおりです。実家の前に家を建てたいということですので、止むを得ないと

判断します。よろしくご審議のほどお願いします。

～（休憩）～

5番（富田委員） 番号2、3、4について意見を申し上げます。概要は事務局から説明のあったとおりですが、現地は管理されておりました。申請書のとおり隣接地承諾書等も整っていることから止むを得ないと判断をしました。よろしくご審議のほどお願いします。

8番（豊田委員） 番号5について意見を申し上げます。概要は事務局から説明のあったとおりですが、道路が狭小のため、申請地を道路として利用せざる得ないと判断をすることから止むを得ないと感じました。よろしくご審議のほどお願いします。

つづきまして番号6について意見を申し上げます。概要は事務局から説明のとおりですが、現地を確認したところ防草シートを利用しながら管理をされておりました。現状を考えますと宅地化も止むを得ないと感じました。よろしくご審議のほどお願いします。

3番（高橋委員） 番号7について意見を申し上げます。概要は事務局の説明とおりです。現地を確認しましたが、カーポートを設置し進入路として使用している状況でありました。所有権移転をして譲受人が今後も使用していきたいとのことですが、なかなか元の農地にも戻すことはできないと考え止むを得ないと思います。よろしくご審議のほどお願いします。

7番（新田委員） 番号8について意見を申し上げます。概要は事務局の説明のとおりです。現地を確認しましたが、県道への出入口が危険であることから申請されたものです。住宅地へ続く曲がりくねった道路なので、既に道路として使用されていることから止むを得ないと思います。

続きまして番号9ですが、概要は事務局の説明のとおりです。現地を確認しましたが、現状は宅地内への進入道として利用していることから、農地へ戻すことは難しいと判断をいたしました。よろしくご審議のほどお願いします。

4番（高野委員） 番号10、11について意見を申し上げます。

概要は事務局が説明したとおり太陽光発電施設用地です。地主さんも体調等が思わしくないことで、このような判断をしたかと思いますが、止むを得ないと思います。よろしくご審議のほどお願いします。

7番（新田委員） 番号12、13につづきまして意見を申し上げます。

概要は事務局の説明のとおりです。両案件とも譲渡人は同一人であります。後継者がいないということで、休耕していましたが、農地として復旧させるこ

とができないことから止むを得ないと判断してまいりました。よろしくご審議のほどお願いします。

議長（衆会長） ありがとうございます。以上が、担当委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

議長（衆会長） 質疑又は意見はありませんか。

8番（新田委員） 面積と設置パネルの関係ですが、12番の面積1,766㎡、太陽光パネル268枚、13番の面積647㎡、パネル230枚、これは業者の都合でこのような設置になったのか？

加藤主幹 太陽の当たる位置によって、また設置する角度等によりこのような設置になったと思われます。

議長（衆会長） 他に質疑又は意見はありませんか。

（「無し」という人あり）

議長（衆会長） 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第33号について賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手をする人あり）

議長（衆会長） 賛成多数であります。よって、本案は、申請のとおり、許可を相当とすることに決しました。

議案第34号上程 農用地利用集積計画の決定について (1件)

議長（衆会長） 次に、議案第34号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

新井主席主幹 議案第34号 番号1 農用地利用集積計画の決定について説明をいたします。

本案は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により秩父市が農用地利用集積計画を定めるにあたり、令和2年6月10日付けで、秩父市長からの依頼により、当委員会の決定が求められているものです。

なお、基盤強化法は、効率的かつ安定的な経営体を育成し、これらが農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するため、育成すべき農業経営の目標を明示し、目標達成のための重要な手段である農用地利用集積計画など総合的な措置を講じることが目的としています。それでは、計画の内容を申し上げます。

貸し付けに係る土地について、借受人、貸付人、土地の所在等は議案書をご覧ください。申請地は、下吉田 字 兎田 畑2筆 2044平方メートルです。

案内図の18ページをご覧ください。釜の上交差点から東に約400メートルに位置しています。利用権を設定する期間は、令和2年7月1日から5年間です。

借受人は、秩父市内で農産物の加工、販売及び加工、販売用農産物の生産等を行う法人で、現在、下吉田地内で切干いもの加工生産を行っています。申請地においても加工用のサツマイモを栽培してきました。今後も切り干しいもの加工生産を行うため、サツマイモの栽培を行う予定です。

現地を確認したところ、サツマイモの栽培がおこなわれていました。

以上で説明を終わります。

議長（糸会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員及び担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

4番（高野委員） 番号1について意見を申し上げます。事務局と引間推進委員と現地を確認してきました。概要は事務局が説明したとおりです。耕地整備をしたところで、整備後も耕作が盛んなところで、サツマイモの作付を予定しているとのことで、特に問題ないと思います。よろしくご審議のほどお願いします。

5区（引間推進委員） 番号1について意見を申し上げます。現地を確認してきましたが、しっかり作付等されており、問題ないと思います。よろしくご審議のほどお願いします。

議長（糸会長） ありがとうございます。以上が、担当委員及び担当推進委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

議長（糸会長） 質疑又は意見はありませんか。

（「無し」という人あり）

議長（糸会長） 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第34号について市長からの申し出のとおり、決定することに賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手する人あり）

議長（糸会長） 全員が賛成であります。よって、本案は、そのように決しました。

日程第8 閉 議 ・ 閉 会

議長（糸会長） 以上で、本日の議事は、すべて終了いたしました。これをもちまして、秩父市農業委員会 令和2年第6回定例総会を閉会いたします。